

○法務省令第四十三号

会社法（平成十七年法律第八十六号）の規定に基づき、会社法施行規則等の一部を改正する省令を次のように定める。

令和四年十二月二十六日

法務大臣 齋藤 健

会社法施行規則等の一部を改正する省令

（会社法施行規則の一部改正）

第一条 会社法施行規則（平成十八年法務省令第十二号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正前欄に掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定を改正後欄に掲げるもののように改める。

改正後

改正前

(定義)

第二条 「1・2 略」

3 この省令において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

「一〇十三 略」

十四 新株予約権等 新株予約権その他当該法人等に対して行使することにより当該法人等の株式その他の持分の交付を受けることができる権利（株式引受権（会社計算規則（平成十八年財務省令第十三号）第二条第三項第三十四号に規定する株式引受権をいう。以下同じ。）を除く。）をいう。

「十五〇十九 略」

(定義)

第二条 「1・2 同上」

3 この省令において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

「一〇十三 同上」

十四 新株予約権等 新株予約権その他当該法人等に対して行使することにより当該法人等の株式その他の持分の交付を受けることができる権利（株式引受権（会社計算規則第二条第三項第三十四号に規定する株式引受権をいう。以下同じ。）を除く。）をいう。

「十五〇十九 同上」

二十 関連会社 会社計算規則第二条第三項第二十一号に規定する関連会社をいう。

〔二十一～二十三 略〕

(電子提供措置事項記載書面に記載することを要しない事項)

第九十五条の四 法第三百二十五条の五第三項に規定する法務省令で定めるものは、次に掲げるものとする。

一 〔略〕

二 事業報告(法第四百三十七条に規定する事業報告をいう。以下この号において同じ。)に記

二十 関連会社 会社計算規則(平成十八年法務省令第十三号)第二条第三項第二十一号に規定する関連会社をいう。

〔二十一～二十三 同上〕

(電子提供措置事項記載書面に記載することを要しない事項)

第九十五条の四 法第三百二十五条の五第三項に規定する法務省令で定めるものは、次に掲げるものとする。

一 〔同上〕

二 事業報告に記載され、又は記録された事項(次に掲げるものを除く。)

載され、又は記録された事項（次に掲げるものを除く。）

イ 第二百二十条第一項第五号及び第七号並びに第二百二十一条第一号、第二号及び第四号から第六号の三までに掲げる事項

ロ 「略」

三 法第四百三十七条に規定する計算書類に記載され、又は記録された事項

四 法第四百四十四条第六項に規定する連結計算書類に記載され、又は記録された事項

イ 第二百二十条第一項第四号、第五号、第七号及び第八号、第二百二十一条第一号から第六号の三まで、第二百二十一条の二、第二百二十五条並びに第二百二十六条第七号から第七号の四までに掲げる事項

ロ 「同上」

三 計算書類に記載され、又は記録された事項（株主資本等変動計算書又は個別注記表に係るものに限る。）

四 連結計算書類に記載され、又は記録された事項（会社計算規則第六十一条第一号ハの連結株

主資本等変動計算書若しくは同号ニの連結注記

表に係るもの又はこれらに相当するものに限る

。)

2
「同上」

(事業報告等の提供)

第三百三十三条 「1・2 同上」

3 事業報告に表示すべき事項（次に掲げるものを

除く。）に係る情報を、定時株主総会に係る招集

通知を发出する時から定時株主総会の日から三箇

月が経過する日までの間、継続して電磁的方法に

より株主が提供を受けることができる状態に置く

措置（第二百二十二条第一項第一号ロに掲げる方

2
「略」

(事業報告等の提供)

第三百三十三条 「1・2 略」

3 提供事業報告に表示すべき事項（次に掲げるも

のを除く。）に係る情報を、定時株主総会に係る

招集通知を发出する時から定時株主総会の日から

三箇月が経過する日までの間、継続して電磁的方

法により株主が提供を受けることができる状態に

置く措置（第二百二十二条第一項第一号ロに掲げ

る方法のうち、インターネットに接続された自動公衆送信装置を使用する方法によって行われるものに限る。第七項において同じ。）をとる場合における前項の規定の適用については、当該事項につき同項各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める方法により株主に対して提供したものとみなす。ただし、この項の措置をとる旨の定款の定めがある場合に限る。

一 第二百二十条第一項第五号及び第七号並びに第二百二十一条第一号、第二号及び第四号から第六号の三までに掲げる事項

法のうち、インターネットに接続された自動公衆送信装置を使用する方法によって行われるものに限る。第七項において同じ。）をとる場合における前項の規定の適用については、当該事項につき同項各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める方法により株主に対して提供したものとみなす。ただし、この項の措置をとる旨の定款の定めがある場合に限る。

一 第二百二十条第一項第四号、第五号、第七号及び第八号、第二百二十一条第一号、第二号及び第三号の二から第六号の三まで、第二百二十一条の二、第二百二十五条第二号から第四号まで並びに第二百二十六条第七号の二から第七号の四までに

掲げる事項

二 提供事業報告に表示すべき事項（前号に掲げるものを除く。）につきこの項の措置をとることについて監査役、監査等委員会又は監査委員会が異議を述べている場合における当該事項

4 「略」

5 第三項の規定により提供事業報告に表示した事項の一部が株主に対して第二項各号に定める方法により提供したものとみなされた場合において、監査役、監査等委員会又は監査委員会が、現に株主に対して提供される事業報告が監査報告を作成するに際して監査をした事業報告の一部であることを株主に対して通知すべき旨を取締役に請求し

二 事業報告に表示すべき事項（前号に掲げるものを除く。）につきこの項の措置をとることについて監査役、監査等委員会又は監査委員会が異議を述べている場合における当該事項

4 「同上」

5 第三項の規定により事業報告に表示した事項の一部が株主に対して第二項各号に定める方法により提供したものとみなされた場合において、監査役、監査等委員会又は監査委員会が、現に株主に対して提供される事業報告が監査報告を作成するに際して監査をした事業報告の一部であることを株主に対して通知すべき旨を取締役に請求したと

たときは、取締役は、その旨を株主に対して通知
しなければならない。

〔6・7 略〕

きは、取締役は、その旨を株主に対して通知しな
ければならない。

〔6・7 同上〕

備考 表中の「」の記載及び二重傍線を付した標記部分を除く全体に付した傍線は注記である。

（会社計算規則の一部改正）

第二条 会社計算規則（平成十八年法務省令第十三号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定
の傍線を付した部分のように改め、改正前欄に掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定を削る。

改 正 後	改 正 前
<p>（会計監査報告の内容） 第二百二十六条 「略」</p> <p>2 前項第六号に規定する「追記情報」とは、次に</p>	<p>（会計監査報告の内容） 第二百二十六条 「同上」</p> <p>2 前項第五号に規定する「追記情報」とは、次に</p>

掲げる事項その他の事項のうち、会計監査人の判断に関して説明を付す必要がある事項又は計算関係書類の内容のうち強調する必要がある事項とする。

「一〇三 略」

(計算書類等の提供)

第三百三十三条 「一〇三 略」

4 提供計算書類に表示すべき事項に係る情報を、定時株主総会に係る招集通知を发出する時から定時株主総会の日から三箇月が経過する日までの間、継続して電磁的方法により株主が提供を受けることができる状態に置く措置（会社法施行規則第

掲げる事項その他の事項のうち、会計監査人の判断に関して説明を付す必要がある事項又は計算関係書類の内容のうち強調する必要がある事項とする。

「一〇三 同上」

(計算書類等の提供)

第三百三十三条 「一〇三 同上」

4 提供計算書類に表示すべき事項（株主資本等変動計算書又は個別注記表に係るものに限る。）に係る情報を、定時株主総会に係る招集通知を发出する時から定時株主総会の日から三箇月が経過する日までの間、継続して電磁的方法により株主が

二百二十二条第一項第一号口に掲げる方法のうち、インターネットに接続された自動公衆送信装置（公衆の用に供する電気通信回線に接続することにより、その記録媒体のうち自動公衆送信の用に供する部分に記録され、又は当該装置に入力される情報を自動公衆送信する機能を有する装置をいう。以下この章において同じ。）を使用する方法によって行われるものに限る。）をとる場合における第二項の規定の適用については、当該事項につき同項各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める方法により株主に対して提供したものとみなす。ただし、この項の措置をとる旨の定款の定めがある場合に限る。

提供を受けることができる状態に置く措置（会社法施行規則第二百二十二条第一項第一号口に掲げる方法のうち、インターネットに接続された自動公衆送信装置（公衆の用に供する電気通信回線に接続することにより、その記録媒体のうち自動公衆送信の用に供する部分に記録され、又は当該装置に入力される情報を自動公衆送信する機能を有する装置をいう。以下この章において同じ。）を使用する方法によって行われるものに限る。第八項において同じ。）をとる場合における第二項の規定の適用については、当該事項につき同項各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める方法により株主に対して提供したものとみなす。た

だし、この項の措置をとる旨の定款の定めがある場合に限る。

5 「同上」

6 第四項の規定により計算書類に表示した事項の一部が株主に対して第二項各号に定める方法により提供したものとみなされる場合において、監査役、会計監査人、監査等委員会又は監査委員会が、現に株主に対して提供された計算書類が監査報告又は会計監査報告を作成するに際して監査をした計算書類の一部であることを株主に対して通知すべき旨を取締役に請求したときは、取締役はその旨を株主に対して通知しなければならない。

5 「略」

6 第四項の規定により提供計算書類に表示した事項の一部が株主に対して第二項各号に定める方法により提供したものとみなされる場合において、監査役、会計監査人、監査等委員会又は監査委員会が、現に株主に対して提供された計算書類が監査報告又は会計監査報告を作成するに際して監査をした計算書類の一部であることを株主に対して通知すべき旨を取締役に請求したときは、取締役はその旨を株主に対して通知しなければならない。

7 「略」

「項を削る。」

(連結計算書類の提供)

第三百三十四条 「1～6 略」

7 第五項の規定により連結計算書類に表示した事項の一部が株主に対して第一項各号に定める方法により提供したものとみなされた場合において、監査役、会計監査人、監査等委員会又は監査委員

7 「同上」

8 第四項の規定は、提供計算書類に表示すべき事項のうち株主資本等変動計算書又は個別注記表に係るもの以外のものに係る情報についても、電磁的方法により株主が提供を受けることができる状態に置く措置をとることを妨げるものではない。

(連結計算書類の提供)

第三百三十四条 「1～6 同上」

7 第四項の規定により連結計算書類に表示した事項の一部が株主に対して第一項各号に定める方法により提供したものとみなされた場合において、監査役、会計監査人、監査等委員会又は監査委員

会が、現に株主に対して提供された連結計算書類が監査報告又は会計監査報告を作成するに際して監査をした連結計算書類の一部であることを株主に対して通知すべき旨を取締役に請求したときは、取締役は、その旨を株主に対して通知しなければならぬ。

8
「略」

備考 表中の「」の記載は注記である。

(会社法施行規則及び会社計算規則の一部を改正する省令の一部改正)

第三条 会社法施行規則及び会社計算規則の一部を改正する省令（令和三年法務省令第四十五号）の一部を

次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

会が、現に株主に対して提供された連結計算書類が監査報告又は会計監査報告を作成するに際して監査をした連結計算書類の一部であることを株主に対して通知すべき旨を取締役に請求したときは、取締役は、その旨を株主に対して通知しなければならぬ。

8
「同上」

<p style="text-align: center;">改 正 後</p>	<p style="text-align: center;">附 則</p> <p style="text-align: center;">(失効)</p> <p>第二条 この省令による改正後の会社法施行規則の目次(この省令により改めた部分に限る。)並びに第三百三十三条(この省令により加えた部分に限る。)及び第三百三十三条の二の規定並びにこの省令による改正後の会社計算規則の目次(この省令により改めた部分に限る。)及び第三百三十三条の二の規定は、令和五年二月二十八日限り、その効力を失う。</p>
<p style="text-align: center;">改 正 前</p>	<p style="text-align: center;">附 則</p> <p style="text-align: center;">(失効)</p> <p>第二条 この省令による改正後の会社法施行規則の目次(この省令により改めた部分に限る。)並びに第三百三十三条(この省令により加えた部分に限る。)及び第三百三十三条の二の規定並びにこの省令による改正後の会社計算規則の目次(この省令により改めた部分に限る。)及び第三百三十三条の二の規定は、令和五年二月二十八日限り、その効力を失う。ただし、同日までに招集の手続が開始された定時株主総会に係る提供事業報告(会社法</p>

施行規則第三百三十三条第一項に規定する提供事業報告をいう。)及び提供計算書類(会社計算規則第三百三十三条第一項に規定する提供計算書類をいう。)の提供については、これらの規定は、なおその効力を有する。

附 則

この省令は、公布の日から施行する。ただし、第一条中会社法施行規則第三百三十三条の改正規定及び第二条中会社計算規則第三百三十三条の改正規定は、令和五年三月一日から施行する。